

小学校の体育授業における肌着の取扱いについて、点検を行い、必要な見直しを行うようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

### 小学校の体育授業における肌着の取扱いについて

小学校の体育授業において、体操服の下に肌着の着用を禁じている学校があると承知しておりますが、このような取扱いについては、長年の慣習にとらわれることなく、社会通念に照らして必要かつ合理的なものとするべきであり、児童の心情や保護者の意見を尊重した上で、各学校において決定すべきものであると考えます。

については、小学校においては、体育授業における肌着の取扱いに関し、社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか、児童の心情や保護者の意見を尊重したものであるかなどの点検を行い、適切でないと判断するときは必要な見直しを行うようお願いいたします。都道府県及び市町村教育委員会においては、小学校が適切な対応をするよう必要な指導助言をお願いいたします。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の小学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の小学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属小学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する小学校に対して、周知徹底をお願いいたします。

#### 【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室指導係  
電話 03-6734-2674 (直通)  
電子メール staiiku@mext.go.jp